

名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例（令和2年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設基準)

第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の境界については、塀、柵その他の工作物の設置により、適切に遮蔽し、緩衝し、及び第三者が容易に立ち入ることができないようにするための措置を行うこと。
- (2) 特定設備の太陽電池モジュール、パワーコンディショナーその他附帯設備について、周囲の景観に調和した色彩とし、及び低彩度のものとする。
- (3) 特定設備の太陽電池モジュールについて、その反射光により周辺の環境に重大な影響を与えることがないよう、次のア又はイのいずれかの基準に適合すること。
 - ア 低反射性のものであること。
 - イ 位置、傾斜角度その他の設置の方法について、十分配慮していること。
- (4) 特定設備のパワーコンディショナーその他附帯設備について、その稼動音、振動及び電磁波による周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置が行われていること。
- (5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）第5条第1項第3号に規定する保守点検及び維持管理に係る計画（施行規則第4条の2第1項に規定する申請書又はその添付書類に記載された計画に限る。）に従って、特定設備の保守点検及び維持管理を実施し、並びに当該保守点検及び維持管理の内容を記録し、及びその記録を保管すること。
- (6) 特定設備に関し、災害等により、事故（感電又は特定設備の破損若しくは誤作動により、人が死亡し、若しくは負傷し、又は他の物件に損傷を与え、若しくはその機能の全部又は一部を損なわせる事故をいう。以下同じ。）が発生するおそれがある場合において、直ちに、次のア及びイに掲げる措置をとること。
 - ア 現場を確認し、及び事故が発生しないための措置を講ずること。
 - イ 条例第6条第1項に規定する配慮すべき地域住民のうち、当該事故の影響を受けるおそれがある者に対し、当該事故が発生するおそれがある旨を連絡すること。
- (7) 特定設備の廃止の後において、事業者の責任において、次のアからウまでに掲げる措置を行うこと。
 - ア 速やかに、特定設備の解体及び撤去を実施すること。
 - イ アに掲げる措置により生じた廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和45年法律第137号)その他関係法令に従い、適正に処理を行うこと。

ウ アに掲げる措置が完了するまでの間、外部から容易に人が特定設備に触れることができないように囲いを設置することその他の感電による事故を防止するための措置

(事前協議)

第3条 条例第5条の規定による市長との協議は、事業者が名張市太陽光発電設備の設置に係る事業計画協議書(様式第1号)を市長に提出することにより、これを行わなければならない。

(特定設備の設置に係る重大な変更)

第4条 条例第6条第1項に規定する特定設備の設置に係る重大な変更として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する特定事業の変更のうち、市長が重大な変更と認めるものとする。

- (1) 特定設備の設置に着手する日を条例第7条第1項の規定により届け出た同条第2項第2号の特定設備の設置に着手する予定日より前の日にすること。
- (2) 特定設備の運転を開始する日を条例第7条第1項の規定により届け出た同条第2項第3号の特定設備の運転を開始する予定日より前の日にすること。
- (3) 事業区域の面積が増加すること。
- (4) 特定設備の水平投影面積が増加すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定事業の変更により、災害の発生のおそれ又は良好な景観、自然環境若しくは生活環境を害するおそれが生じる場合

(配慮すべき地域住民への説明)

第5条 条例第6条第1項の措置は、次に掲げる方法その他市長が適当と認める方法により行わなければならない。

- (1) 名張市市民センターその他の集会施設において行うこと。
- (2) 基礎的コミュニティ(名張市地域づくり組織条例(平成21年条例第3号)第2条第1号に規定する基礎的コミュニティをいう。)ごとに1回以上行うこと。
- (3) 配慮すべき地域住民(条例第6条第1項に規定する配慮すべき地域住民をいう。以下同じ。)の参加が見込まれる日時及び場所を選定すること。
- (4) 条例第7条第1項に規定する特定事業計画書の案の説明を行うことについて印刷物の配布その他適切な方法により周知を図ること。
- (5) 住民の求めに応じて、特定事業計画書又はその概要を記載した書面が提供されること。
- (6) 説明の方法が配慮すべき地域住民の理解を深めるよう配慮されたものであること。

(特定事業計画書の届出)

第6条 条例第7条第1項の規定による届出は、名張市特定事業計画届出書(様式第2号)

によるものとする。

- 2 条例第7条第3項の規定による届出は、名張市特定事業計画変更届出書（様式第3号）によるものとする。

（特定設備の設置の着手、完了等に係る届出）

第7条 条例第8条の規定による届出のうち、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める届出書によるものとする。

（1）特定設備の設置の着手又は特定設備の設置に係る工事の中止、再開若しくは廃止に係るもの 名張市特定設備設置工事着手（中止・再開）届出書（様式第4号）

（2）特定設備の設置の完了に係るもの 名張市特定設備設置完了届出書（様式第5号）
（特定設備の設置の完了後の定期報告）

第8条 条例第9条第1項の規定による報告に係る年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項の報告は、名張市特定設備定期報告書（様式第6号）によるものとし、毎年6月30日までに行わなければならない。

（特定設備の廃止等の届出）

第9条 条例第10条第1項の規定による届出は、名張市特定設備廃止届出書（様式第7号）によるものとする。

- 2 条例第10条第2項の規定による届出のうち、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める届出書によるものとする。

（1）特定設備の廃止後の措置の着手に係るもの 名張市特定設備の廃止後の措置の着手に係る届出書（様式第8号）

（2）特定設備の廃止後の措置の完了に係るもの 名張市特定設備の廃止後の措置の完了に係る届出書（様式第9号）

（身分を示す証明書の様式）

第10条 条例第11条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、名張市特定設備立入検査職員証明書（様式第10号）とする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 条例附則第2項の規定による届出は、名張市既設置特定事業等届出書（様式第11号）によるものとする。

- 3 条例附則第3項の規定による届出は、名張市既設置特定事業等変更届出書（様式第12号）によるものとする。
- 4 既設置特定事業等（条例附則第2項に規定する既設置特定事業等をいう。）においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第3条、第6条、第7条及び第10条の規定は、適用しない。

第2条各号列記以外の部分	条例第4条第2項	条例附則第5項の規定により読み替えて適用する条例第4条第2項
第2条第6号イ	条例第6条第1項	条例附則第5項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1項
第4条各号列記以外の部分	条例第6条第1項	条例附則第5項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1項
	次の各号	次の各号（第1号及び第2号を除く。）
第5条各号列記以外の部分及び同条第3号	条例第6条第1項	条例附則第5項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1項
第5条第4号	条例第7条第1項に規定する特定事業計画書	特定事業の変更
第5条第5号	特定事業計画書	特定事業の変更の案
第8条第1項	条例第9条第1項	条例附則第5項の規定により読み替えて適用する条例第9条第1項